

新免許所持者の教員免許状の扱いフローチャート



Q 「有効期間の満了の日」は令和4年7月1日以降ですか。
※複数免許状を持っている場合は直近の日付で判断してください。

はい

生涯有効な教員免許状です。



いいえ

教員免許状が失効しています。有効な免許状が必要な場合は、**再授与申請**の手続きが必要です。



複数免許状を持っている場合の例



持っている免許状

小学校教諭1種免許状
平成23年3月31日授与
有効期間の満了の日
「平成33年3月31日」
(令和3年3月31日)

小学校教諭専修免許状
平成25年3月31日授与
有効期間の満了の日
「平成35年3月31日」
(令和5年3月31日)

持っている免許状の直近の有効期間の満了の日が
「平成35年3月31日（令和5年3月31日）」で、
令和4年7月1日以降となるため、**生涯有効な教員免許状**となる。



※最初に取得した免許状が平成21年3月31日以前の場合（免許状に有効期間の満了の日の記載がない場合）は旧免許状所持者となり、取り扱いが異なります。

※複数免許状を持っている場合であっても直近の有効期間の満了の日が令和4年6月30日以前の場合は再授与申請の手続きが必要です。